○厚生労働省令第百二十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第三条第一項第三号の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣　舛添　要一

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「拠出金をいう。」の下に「次項及び第三項において「被用者保険等保険者拠出金」という。」を加え、同条の表第一条の二第一項の項中「国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改め、同条に次の二項を加える。

2　平成二十年度における被用者保険等保険者拠出金の額等の算定等について、前項前段の規定によりなおその効力を有することとされた旧拠出金省令の規定を適用する場合においては、前項後段の規定にかかわらず、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、前項後段の規定（第一条の二第一項の項を除く。）を準用する。

第一条の二第一項	算定政令第四条の五第一項第三号	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第三条第一項第三号
	次の各号に掲げる市町村	前年度における次の各号に掲げる市町村
	前年度の退職被保険者等	前年度の退職被保険者等（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第四十一条の規定により法附則第七条第一項の退職被保険者等とみなされる者を除く。以下この項及び第二項第二号において同じ。）

3　平成二十一年度における被用者保険等保険者拠出金の額等の算定等について、第一項前段の規定によりなおその効力を有することとされた旧拠出金省令の規定を適用する場合においては、第一項後段の規定にかかわらず、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、第一項後段の規定（第一条の二第二項及び第三項並びに第一条の三の項を除く。）を準用する。

第一条の二第二項	第四条の五第一項第三号	附則第三条第一項第三号
	前々年度における退職被保険者等	前々年度における退職被保険者等（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第四十一条の規定により法附則第七条第一項の退職被保険者等とみなされる者を除く。以下この号において同じ。）
第一条の二第三項及び第一条の三	第四条の五第一項第三号	附則第三条第一項第三号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣　舛添　要一

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（新型インフルエンザ対策推進室及び感染症情報管理官）」に改め、同条第一項中「並びに感染症情報管理官及び感染症対策企画調整官それぞれ」を「及び感染症情報管理官」に改め、同条第五項を削る。

第二十七条の見出し及び同条第一項中「国際食品室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第六十六条の二第一項中「計画課」を「高齢者支援課」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定及び第二十七条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項及び第八十八条の二の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の規定による届出に関する規則を廃止する等の規則を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の規定による届出に関する規則を廃止する等の規則

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の規定による届出に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第二号）は、廃止する。

第二条　公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号中「事業者団体及び」を削る。

附則中第二項の次に次の一項を加える。

3　中部事務所、近畿中国四国事務所及び九州事務所の経済取引指導官は、第六条第二項に規定する事務のほか、命を受けて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第九条の規定によりなお従前の例によるものとされた事業者団体の届出の受理に関する事務に係る調査及び調整に関する事務を処理する。

附　則

1　この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2　この規則の施行の日前に生じた事業者団体の成立、届出に係る事項の変更及び解散に係る届出については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第三百三十七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、北松浦郡江迎町及び同郡鹿町町を廃し、その区域を佐世保市に編入する旨、長崎県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

○法務省告示第二百九十九号

新潟市南区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十一年六月三十日

法務大臣　森　英介

新潟県西蒲原郡月潟村大字釣寄五番地　曽山　トラ